

議 事 録

会議名	令和2年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年8月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川幹雄 2番 三留清一 3番 福岡喜輝 4番 中村基寛 5番 藤井薫 6番 金子隆夫 7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第8回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号37号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端の農用区域内の3筆です。譲受人は、現在35,000㎡の畑を譲受人、譲受人の妻、譲受人の父3名で耕作しており、小松菜、ほうれん草等を作付しています。また、トラクターを所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、500mで車で5分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：先日現地調査に行ってきました。譲受人は耕作しておりますので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手</p>		

会 長：では総員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。
続いて、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号38号を朗読)
(説明) 当案件は、位置図にありますとおり大曲の農用地区域内の1筆です。譲受人は、現在892㎡の田を譲受人1名で耕作しており、本年は休耕ですが、水稻を作付しています。また、耕運機を所有しており、本年は休耕していますが、次年度から所有している農地を全て効率的に耕作する旨の誓約書が提出されています。自宅から当該地までの通作距離は、600mで車で5分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するもの」が下限面積の例外として取得することを認められております。また、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査に行ってきました。譲受人は今年度休耕しておりますが、来年度は耕作する予定で、農地法の要件を満たしていますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。
続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号39号を朗読)
(説明) 当該地は宮山地区の農用地区域内農地の3筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、トラクター、管理機、刈払機、背負い動力噴霧器を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日現地調査に行ってきました。現在利用権設定している農地の隣の1反を借りたいという申請です。譲受人の母屋には農機具を各種保有していることを確認しており、耕作しておりますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、

	<p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号39号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号50号の1件、日程第4農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号51から52号の2件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号53号から63号の11件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり11件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和2年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和2年9月28日、承認・署名を得て確定しました。